

令和6年度

補正予算の概要  
(第1号)

(3月11日提案)

八代市

## 令和6年度補正予算 (3月11日) 提案

(単位：千円)

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計	前年同期比
一 般 会 計 ( 第 1 号 )	66,716,300	1,359,000	68,075,300	8.6%
特 別 会 計	34,569,512	0	34,569,512	1.3%
企 業 会 計	8,221,890	0	8,221,890	4.3%
合 計	109,507,702	1,359,000	110,866,702	5.9%

一般会計事項別明細

【歳入】

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	16,242,159	△ 585,000	15,657,159
2 地 方 譲 与 税	681,000		681,000
3 利 子 割 交 付 金	3,000		3,000
4 配 当 割 交 付 金	61,000		61,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	42,000		42,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	234,000		234,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	3,154,000		3,154,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	8,100		8,100
9 環 境 性 能 割 交 付 金	71,000		71,000
10 地 方 特 例 交 付 金	120,000	585,000	705,000
11 地 方 交 付 税	16,197,000	1,043	16,198,043
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	14,568		14,568
13 分 担 金 及 び 負 担 金	281,596		281,596
14 使 用 料 及 び 手 数 料	764,872		764,872
15 国 庫 支 出 金	10,487,911	1,357,957	11,845,868
16 県 支 出 金	5,586,244		5,586,244
17 財 産 収 入	88,938		88,938
18 寄 附 金	2,232,775		2,232,775
19 繰 入 金	1,576,400		1,576,400
20 繰 越 金	1,140,000		1,140,000
21 諸 収 入	1,347,737		1,347,737
22 市 債	6,382,000		6,382,000
歳 入 合 計	66,716,300	1,359,000	68,075,300

【歳出】

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費	367,855		367,855
2 総 務 費	7,711,624	14,784	7,726,408
3 民 生 費	24,903,717	1,344,216	26,247,933
4 衛 生 費	4,983,073		4,983,073
5 農 林 水 産 業 費	2,771,835		2,771,835
6 商 工 費	2,121,501		2,121,501
7 土 木 費	5,808,051		5,808,051
8 消 防 費	3,023,314		3,023,314
9 教 育 費	5,955,425		5,955,425
10 災 害 復 旧 費	751,370		751,370
11 公 債 費	7,246,738		7,246,738
12 諸 支 出 金	1,051,797		1,051,797
13 予 備 費	20,000		20,000
歳 出 合 計	66,716,300	1,359,000	68,075,300

一般会計補正予算

(単位：千円)

款 補正額	主 要 事 項	特 定 財 源
<b>【総務費】</b> 14,784	<p>(1) <u>人事関係一般事務事業</u> <span style="float:right">1,043</span>  <span style="float:right">(人事課)</span>                      令和6年度税制改正による所得税・住民税の定額減税に対応するため、職員給与システムの改修に要する経費を補正するもの。                      職員給与システム改修委託 : 1,043千円</p> <p>(2) <u>定額減税事業</u> <span style="float:right">13,741</span>  <span style="float:right">(市民税課)</span>                      令和6年度税制改正による所得税・住民税の定額減税の実施及び減税しきれない納税義務者に対する調整給付額の算出等に係る経費を補正するもの。                      人件費(会計年度任用職員) : 6,888千円                      職員手当(時間外手当) : 2,060千円                      需用費(印刷製本費等) : 2,793千円                      委託料(システム改修) : 2,000千円</p>	<p>国庫支出金 (臨) <span style="float:right">13,741</span></p>
<b>【民生費】</b> 1,344,216	<p>(3) <u>物価高騰重点支援給付金給付事業(調整給付)</u> <span style="float:right">1,057,950</span>  <span style="float:right">(重点支援給付金事業推進室)</span>                      令和6年度税制改正による所得税・住民税の定額減税の実施にあたり、減税しきれない納税義務者に対し、その差額を調整給付するための経費を補正するもの。                      【給付対象者】                      定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」又は「令和6年度分個人住民税額」を上回る者                      定額減税可能額 所得税分 3万円×減税対象人数…①                      個人住民税分 1万円×減税対象人数…②                      ※減税対象人数：納税者本人+控除対象配偶者+扶養親族の数                      【給付額】                      下記(1)・(2)の合算額(1万円単位で切り上げ)                      (1)所得税分 ①-令和6年分推計所得税額                      (2)個人住民税分 ②-令和6年度分個人住民税額                      【対象者数】51,500人                      事務費：27,950千円                      人件費(会計年度任用職員) : 5,099千円                      職員手当(時間外手当) : 3,164千円                      役務費(郵便料等) : 7,456千円                      委託料(システム改修費) : 8,217千円 等                      給付費：1,030,000千円</p>	<p>国庫支出金 (臨) <span style="float:right">1,057,950</span></p>

(単位：千円)

款 補正額	主 要 事 項		特 定 財 源	
	<p>(4) 物価高騰重点支援給付金給付事業(新たな非課税世帯・均等割世帯) (重点支援給付金事業推進室)</p> <p>物価高騰による負担増を踏まえ、令和6年度において新たに低所得となった世帯(個人住民税非課税世帯等)に対して、物価高騰重点支援給付金を支給するために必要な経費について補正するもの。</p> <p>【給付額】 一世帯当たり10万円</p> <p>【給付対象者】 基準日(令和6年6月3日予定)において、住民基本台帳に記録されている者であって、次の①又は②に該当する世帯の世帯主 ① 令和6年度個人住民税均等割が非課税となった者のみで構成されている世帯 ② 令和6年度個人住民税所得割が課せられていない者のみで構成されている世帯 ※①・②ともに住民税均等割が課されている者の扶養親族のみで構成される世帯を除く ※令和5年度に同様の給付を受けた世帯は対象外</p> <p>事務費：9,561千円 職員手当等(時間外手当等)：3,288千円 需用費(印刷製本費等)：326千円 役務費(郵便料等)：1,270千円 委託料(システム改修)：4,677千円</p> <p>給付費：240,000千円(2,400世帯×100千円)</p>	249,561	国庫支出金 (臨)	249,561
	<p>(5) 物価高騰重点支援給付金給付事業(こども加算) (こども未来課)</p> <p>物価高騰による負担増を踏まえ、令和6年度において新たに低所得者となった子育て世帯(個人住民税非課税世帯等)で扶養されている子に対して、物価高騰重点支援給付金を支給するために必要な経費について補正するもの。</p> <p>【支給額】 18歳以下の子ども一人当たり5万円</p> <p>【支給対象者】 基準日(令和6年6月3日予定)において、住民基本台帳に記録されている者であって、次に該当する世帯の世帯主 ・世帯全員の令和6年度分個人住民税非課税世帯及び個人住民税均等割のみ課税である世帯内で扶養されている18歳以下の子がいる世帯 ※令和6年10月末日までに出生した子が支給対象。ただし、令和5年度に同様の給付を受けた子は対象外。</p> <p>事務費：3,205千円 職員手当等(時間外手当)：497千円 需用費(印刷製本費等)：58千円 役務費(郵便料等)：208千円 委託料(システム改修費)：2,442千円</p> <p>給付費：33,500千円(670人×50千円)</p>	36,705	国庫支出金 (臨)	36,705
1,359,000				

## 【歳入補正(財源調整)の主な概要】

定額減税に伴う市税の減収及び国の減収補てんについて補正するもの。

- 定額減税に伴う市税の減収：△585,000千円  
個人住民税の減税単価：10千円(市税：6千円、県税：4千円)  
【納税義務者分】51,500人×△6千円=△309,000千円  
【被扶養者分】46,000人×△6千円=△276,000千円
- 市税の減収に対する国の減収補てん：585,000千円  
【納税義務者分】51,500人×6千円=309,000千円  
【被扶養者分】46,000人×6千円=276,000千円